

要請書

横浜市は「障害者の外出支援施策の見直し」を検討し、福祉パスについては対象者を軽度の知的障害者まで拡大する一方で、利用者負担3200円を導入しようとしていました。

これに対し、私たちは「利用者負担3200円を導入することはやめてほしい」という思いで、その1点を要望する団体署名を障害者団体、および市民団体に呼びかけ、62団体の署名を市長と市会議長に提出しました。また、各会派の市議員と懇談・要請を行いました。

その結果、市当局は利用者負担金を1800円に引き下げた形で、福祉パスに利用者負担を導入する条例案を昨年12月の市会に提出せざるを得なくなりました。また、常任委員会では議員から私たちの願いに沿った資料提供や質問が出され、12月市会では継続審議となりました。

しかし市当局は、利用者負担の金額を再度見直し、「1200円、子ども600円」という修正案を示して、2月1日から始まった市会で条例案の早期成立を狙っています。

利用者負担金が当初の3200円から1200円に引き下げられたことは、市議員のみなさんが私たちの声に耳を傾け、常任委員会で慎重な審議をいただいたからにはほかならず、このことに感謝致します。

しかし、利用者負担金が1200円へと修正されたと言っても、福祉パスに定額の利用者負担を導入することには代わりはありません。

また、70歳になると福祉パスから敬老パスに移行させられ、利用者負担金が1200円から3200円に引き上げられる問題も新たに発生することになります。

市内の作業所の平均賃金が月額6964円であり、年収（障害年金・賃金の合計）は100万円以下が56%です。

私たち障害者は移動に制限・制約を受けているため、支援を受けながら公共交通機関を利用しなければなりません。福祉パスは無料でバスや地下鉄を乗り降りできる“障害者の足”です。

それにも関わらず、市当局は「サービスを受けているのだから負担することは当然」かのように言っています。

福祉パスを利用することは、「益」を受けることになるのでしょうか？

お金のない人たちから、お金をとることが果たして「公平」でしょうか？

障がい者制度改革推進会議は、2010年12月にまとめた「第二次意見」で、国と自治体に「経済的負担の軽減」を求め、さらに翌年8月の「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」は、「障害に伴う支援は原則無償」「高額な収入のある者は、障害者本人の収入に応じ」と明記しています。

つきましては、以下の事項を改めて要請します。

一、福祉パスに利用者負担を導入しないでください。

2013年2月14日

福祉パスの利用者負担導入を考えるつどい参加者一同
(連絡先) 〒236-0037 横浜市金沢区六浦東1-41-3-102 上野方
電話 045-353-9771 F A X 045-353-9772